

平成29年度農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況について

平成29年度に発生した農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況について、農林水産省が調査を実施した結果、農薬の使用に伴う人に対する事故や被害は、前年度の19件に対し、21件（うち死亡事故は1件）でした。原因別では、農薬散布時のマスクやメガネ等の防護装備が不十分であったため生じた被害や、飲料の空容器に移し替えた農薬を誤って飲んだ事故が発生しています。また、農薬の飛散により、健康被害が生じた事例も報告されています。

これらの事故等を防止する為に

- ・農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備を必ず着用する
 - ・農薬やその希釈液、残渣等をペットボトル、ガラス瓶等の飲料品の空容器等に移し替えない
 - ・住宅地等の周辺で農薬を使用する際は、散布の時間帯に最大限配慮するとともに、立て看板等により農薬散布中である旨をお知らせし、農薬散布者以外の者が、散布区域内に立ち入らない等の措置をする
- 等が重要です。

農林水産省は、農薬の安全使用を一層推進するため、全都道府県に今回の調査結果を送付するとともに、農薬の安全使用の指導を徹底するよう依頼しました。今後も、「農薬危害防止運動」等の機会を活用し、農薬の使用に伴う事故及び被害の再発防止に向けて、引き続き適正使用の推進に取り組んでまいります。

1.概要

農林水産省は、農薬の使用に伴う事故及び被害のより効果的な再発防止策の策定を目的として、厚生労働省と連携して、農薬の使用に伴う事故及び被害の実態を把握するための調査を毎年度実施しています。今回の調査では、平成29年4月から平成30年3月までに発生した農薬による人の中毒事故、農作物・家畜等の被害を調査の対象とし、全都道府県に情報提供を依頼しました。平成29年度の調査の結果、農薬の使用に伴う人に対する事故や被害は、前年度の19件に対し、21件（うち死亡事故は1件）でした。原因別では、農薬散布時のマスクやメガネ等の防護装備が不十分であったため生じた被害や、飲料の空容器に移し替えた農薬を誤って飲んだ事故が多く発生しています。また、農薬散布液の飛散により、健康被害が生じた事例も報告されています。また、農作物・魚類等の被害は16件ありました。うち、不要になった農薬を河川等に廃棄したこと等による魚類への被害が13件発生しています。

2.調査結果

事故等の対象	件数	主な原因
人	21件	・農薬の散布時にマスクなどの防護装備が不十分だった（6件） ・農薬をペットボトルやガラス瓶等の飲料品の空容器等に移し替えたり、食品と同じ場所で保管したりする等、不適切な保管管理であったため、誤飲した（6件） ・周辺住民等への農薬散布の周知、農薬の飛散防止対策が不十分だった（2件）
農作物	3件	・農薬の飛散防止対策が不十分だった

魚類	13件	・農薬を河川に廃棄し、河川水から農薬の成分が検出された ・因果関係は明確ではないが、農薬の成分が河川及び斃死魚から検出された
----	-----	---

3.今後の対応

平成29年度を含め、近年の人への事故・被害は、不十分な防護装備、誤飲・誤食、農薬の飛散が主な原因となっています。また、魚類への被害の傾向としては、不要になった農薬を河川等に廃棄したことが主な原因となっています。こうした事故等を防止するためには、以下を行うことが重要です。

- ・農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備を必ず着用する
 - ・農薬やその希釈液、残渣等をペットボトル、ガラス瓶等の飲料品の空容器等に移し替えない
 - ・住宅や公園等、人が住居し、滞在し、頻繁に訪れる施設の敷地及びこれらに近接する土地（以下、「住宅地等」という）の周辺では、耕種的防除や物理的防除など、農薬以外の防除方法を検討する
 - ・住宅地等の周辺で農薬を使用する際は、散布の時間帯に最大限配慮するとともに、立て看板等により農薬散布中である旨をお知らせし、農薬散布者以外の者が、散布区域内に立ち入らないよう措置する
 - ・不要になった農薬は、河川等に廃棄せず、廃棄物処理業者に処理を依頼する等適正に処理する
- 農林水産省は、農薬の安全使用を一層推進するため、全都道府県に今回の調査結果を送付するとともに、農薬の安全使用の指導を徹底するよう依頼しました。今後も、「農薬危害防止運動」等の機会を活用し、農薬の使用に伴う事故及び被害の再発防止に向けて、引き続き適正使用の推進に取り組んでまいります。
- 本調査は次年度以降も引き続き実施いたします。

4.公表資料

「平成29年度農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況」及び過去5年の調査結果については、当省ホームページから御覧になれます。

URL：http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_topics/h20higai_zyokyo.html

<添付資料>

（別紙）農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況（平成25～29年度）
中毒発生時の状況や防止策などの詳細情報

【お問合せ先】
消費・安全局農産安全管理課農薬対策室
担当者：農薬指導班 雨宮、大石
代表：03-3502-8111（内線4500）
ダイヤルイン：03-3501-3965
FAX：03-3501-3774

(別紙)

農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況(平成25～29年度)

1. 人への事故

(単位:件(人))

区 分 \ 年 度		25	26	27	28	29
死 亡	散布中	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
	誤 用	4 (4)	5 (5)	6 (6)	0 (0)	1 (1)
	小 計	4 (4)	5 (5)	7 (7)	0 (0)	1 (1)
中 毒	散布中	11 (12)	11 (22)	10 (33)	9 (13)	10 (22)
	誤 用	13 (18)	13 (13)	12 (25)	10 (10)	10 (15)
	小 計	24 (30)	24 (35)	22 (58)	19 (23)	20 (37)
計		28 (34)	29 (40)	28 (65)	19 (23)	21 (38)

- (注) ・集計した事故には、自他殺は含まない。
 ・区分欄の「散布中」には農薬の調製中や片付け時の事故も含む。
 ・区分欄の「誤用」は散布中以外の事故(誤飲・誤食等)を指す。
 ・発生時の状況が不明のものは「誤用」として集計している。
 ・平成27年度は死亡と中毒の件数に重複があり。

(原因別)

(単位:件(人))

区 分 \ 年 度		25	26	27	28	29
マスク、メガネ、服装等装備不十分		3 (3)	3 (3)	4 (4)	3 (3)	6 (6)
使用時に注意を怠ったため本人が暴露		0 (0)	2 (2)	2 (3)	2 (2)	1 (1)
防除機の故障、操作ミスによるもの		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
散布農薬の飛散によるもの		4 (4)	1 (1)	1 (7)	1 (1)	2 (8)
農薬使用後の作業管理不良		4 (5)	5 (16)	3 (20)	3 (7)	1 (7)
保管管理不良、泥酔等による誤飲誤食		11 (11)	14 (14)	11 (11)	7 (7)	6 (11)
薬液運搬中の容器破損、転倒等		0 (0)	0 (0)	1 (3)	0 (0)	0 (0)
その他		2 (7)	1 (1)	1 (12)	1 (1)	2 (2)
原因不明		4 (4)	3 (3)	5 (5)	2 (2)	2 (2)
計		28 (34)	29 (40)	28 (65)	19 (23)	21 (38)

2. (1) 農作物、家畜等の被害

(単位:件)

被害対象 \ 年 度		25	26	27	28	29
農 作 物		10	11	9	4	3
家 畜		0	0	0	0	0
蚕		0	0	0	0	0
魚 類		5	2	3	7	13
計		15	13	12	11	16

(2) 蜜蜂の被害

被害対象 \ 年 度		25	26	27	28	29
蜜 蜂		※1	※1	※1	30※2	33※3

※1 平成25年度から27年度までは、農林水産省が別途詳細な全国被害調査を実施している。

(http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_mitubati/honeybee_survey.html)

※2 平成28年7月7日から平成29年3月31日までの報告期間中に発生した被害件数のうち、都道府県が「被害の原因が、農薬以外の可能性が高いと考えられる」と判断したものを除いた件数。

※3 平成29年度に発生した被害件数のうち、都道府県が「被害の原因が、農薬以外の可能性が高いと考えられる」と判断したものを除いた件数。

3. 自動車、建築物等の被害

(単位:件)

被害対象 \ 年 度		25	26	27	28	29
自 動 車		0	0	0	0	0
建 築 物		1	0	0	0	0
そ の 他		2	1	0	0	0
計		3	1	0	0	0

中毒発生時の状況や防止策などの詳細情報

1. 人に対する事故及び被害の発生状況

原因	発生月	使用現場の区分※1	中毒の内容		被害者情報		中毒発生時の状況	防止策
			症状	中毒の程度	年齢	被害者数		
マスク、メガネ、服装等装備不十分	H29年4月	農業	両目痛み、嘔気	中軽症	60～79歳	1	・調製時に装備が不十分 ・散布時に装備が不十分	・農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備を着用する。 ・作業後は身体についた汚れを洗い流し、洗眼・うがいをするとともに衣服を交換する。
	H29年5月	農業	浮腫性紅斑(眼瞼から前胸部)、緊満性水泡(両前腕)	中軽症	40～59歳	1		
	H29年5月	農業	なし	軽傷	60～79歳	1		
	H29年8月	農業	嘔気	中軽症	80歳～	1		
	H29年9月	農業	異常行動、顔面打撲、嘔吐	軽傷	60～79歳	1		
	H30年3月	農業	湿疹(手・顔・体幹・四肢)、褐色結節(両手～前腕)	中軽症	60～79歳	1		
使用時に注意を怠ったため本人が暴露	H29年12月	その他	気分不良	軽傷	不明	1	・2種類の農薬を混用したところ、気分が悪くなった	・農薬を混用して使用する場合において、農薬ラベルに記載されている混用に関する注意事項を確認する。 ・知見のない組み合わせで混用を行わない。
防除器具の故障	H29年8月	農業	なし	不明	60～79歳	1	・散布中に防除器具のホースが外れ、両目に散布液を暴露	・散布に当たっては、防除器具等の十分な点検整備を行う。 ・農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備を着用する。
散布農薬の飛散によるもの	H29年8月	その他	不整脈	軽傷	0～19歳	1	・桜に散布された農薬が飛散 ・通園途中の母子が暴露	・住宅、学校、保育所、公園等、人が住居し、滞在し、頻繁に訪れる施設の敷地及びこれらに近接する土地(以下、住宅地等)の周辺では耕種的防除や物理的防除など農薬以外の防除手法を検討する。 ・飛散が少ないと考えられる剤型を選択したり、飛散低減ノズルを使用するなど、飛散防止対策を十分に行う。 ・農薬が飛散しないよう風向等に注意し、強風時の散布は控える。 ・住宅地等の周辺で農薬を使用する際は、周辺住民や学校等に事前に周知する。 ・住宅地等の周辺で農薬を使用する際は、散布の時間帯に最大限配慮するとともに、立て看板等により農薬散布中である旨をお知らせし、農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないよう措置する。
			なし		20～39歳	1		
	H29年9月	その他	咳、気分不良	軽傷	0～19歳	6	・学校において授業を受けている時間帯に、防除業者が学校敷地内の樹木に農薬を散布 ・窓を開けて授業を受けていた児童が体調不良	

1. 人に対する事故及び被害の発生状況

原因	発生月	使用現場の区分※1	中毒の内容		被害者情報		中毒発生時の状況	防止策
			症状	中毒の程度	年齢	被害者数		
農薬使用後の作業管理不良	H29年6月	農業	眼の痛み、涙が出る、嘔吐	不明	0～19歳	2	・土壌くん蒸剤(クロルピクリン;劇物)の使用時に被覆を行わなかった ・農薬が揮発して近隣住民が体調不良	・住宅地等が風下になる場合には、土壌くん蒸剤の使用を控える。 ・住宅地等の周辺では高温期の処理を避ける。 ・土壌くん蒸剤を使用した際は被覆を完全に行う。 ・適正な厚さの被覆資材を用いる。 ・特に、土壌くん蒸剤の使用前には、改めてラベルの記載事項を確認し、記載事項を遵守する。
			眼の痛み、涙が出る		20～39歳	1		
					40～59歳	1		
					80歳～	1		
					眼の痛み	40～59歳		
			60～79歳			1		
保管管理不良、容器の移し替え等による誤飲誤食	H29年6月	その他	喉の違和感、嘔気	不明	60～79歳	1	・ペットボトルに移し替えた農薬を飲料と間違えて飲用	・農薬やその希釈液、残渣等をペットボトルやガラス瓶などの飲料品の空容器等に移し替えない。 ・農薬やその希釈液、残渣等を飲料品の空容器等に誤って移し替えてしまうことのないよう、これらの空容器等は保管庫の近くに置かない。 ・農薬は、飲食物と分けて保管する。 ・農薬は、居住空間のテーブル等に放置しない。 ・農薬は、農薬保管庫の中に施錠して保管する等、安全な場所に保管する。
	H29年7月	その他	嘔吐、下痢	軽傷	80歳～	1	・飲料と間違えて飲用	
	H29年8月	その他	不明	軽傷	0～19歳	6	・ペンションにおいて調製した農薬希釈液をタンク内で保管していたところ、合宿に来ていた生徒が水道水と間違えてスポーツドリンクの粉の希釈に用い、複数の生徒が当該スポーツドリンクを飲用	
	H29年8月	その他	嘔気	軽傷	60～79歳	1	・認知症の方がペットボトルに移し替えた農薬を飲料と間違えて飲用	
	H29年8月	その他	なし	軽傷	60～79歳	1	・飲料と間違えて飲用	
	H30年2月	その他	全身倦怠感	死亡	60～79歳	1	・認知症の方が物置にある農薬を飲料と間違えて飲用	

1. 人に対する事故及び被害の発生状況

原因	発生月	使用現場の区分※1	中毒の内容		被害者情報		中毒発生時の状況	防止策
			症状	中毒の程度	年齢	被害者数		
その他	H29年5月	農業	発熱	中軽傷	0～19歳	1	・農薬散布中の農園に立入り、散布液を暴露	・散布中は、農薬使用者以外が立ち入らないよう措置する。
	H29年10月	その他	眼の違和感、充血	軽傷	60～79歳	1	・不注意により、農薬の原液を顔面右に暴露	・農薬を取り扱うときは、使用場面に限らず、農薬用マスク、保護メガネ等防護装備を着用する。
原因不明	H29年6月	その他	気分不良、嘔気、腹痛、縮瞳、意識障害等	重傷	40～59歳	1	・建設現場周辺で農薬が散布され、建設現場の作業員が農薬を暴露したことによる中毒症状と考えられる	・飛散が少ないと考えられる剤型を選択したり、飛散低減ノズルを使用するなど、飛散防止対策を十分に行う。 ・農薬が飛散しないよう風向等に注意し、強風時の散布は控える。 ・住宅地等の周辺で農薬を使用する際は、周辺住民等に事前に周知する。 ・住宅地等の周辺で農薬を使用する際は、立て看板等により農薬散布中である旨をお知らせし、農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないよう措置する。
	H30年2月	その他	嘔吐	軽傷	80歳～	1	・農薬の服用による中毒症状と考えられる	・農薬やその希釈液、残渣等をペットボトルやガラス瓶などの飲料品の空容器等に移し替えない。 ・農薬やその希釈液、残渣等を飲料品の空容器等に誤って移し替えてしまうことのないよう、これらの空容器等は保管庫の近くに置かない。 ・農薬は、飲食物と分けて保管する。 ・農薬は、農薬保管庫の中に施錠して保管する等、安全な場所に保管する。

※ 使用現場の区分とは、農業現場での使用を「農業」、それ以外を「その他」としています。

2. 農作物、家畜等に対する被害

被害対象	発生月	被害状況	被害発生時の状況	一般的な防止策
農作物	H29年5月	水稻の萎縮	・ 強風時に、水田畦畔の除草のため、除草剤を散布 ・ 隣接する水稻に飛散	・ 農薬の使用に当たっては、容器の表示事項をよく読み、適正に使用する。 ・ 農薬が飛散しないよう風向等に注意し、強風時の散布は控える。 ・ 飛散が少ないと考えられる剤型を選択したり、飛散低減ノズルを使用するなど、飛散防止対策を十分に行う。
	H29年6月	水稻の変色	・ 遊歩道の除草のため、除草剤を散布 ・ 隣接する水稻に飛散	
	H29年6月	水稻の枯死	・ 獣害防止策に巻き付いた雑草の除草のため、除草剤を散布 ・ 隣接する水稻に飛散	
魚類	H29年5月	魚類の斃死	・ 河川水から農薬の成分が検出されていたことから、農薬が原因と考えられる。	・ 農薬が河川に飛散・流入しないように注意する。 ・ 防除器具等の劣化による散布液の漏洩がないよう、点検整備を行う。 ・ 使用残農薬や不要になった農薬は、廃棄物処理業者に処理を依頼するなど適正に処理する。
	H29年5月	魚類の斃死	・ 不要となった農薬を水路に廃棄したことが原因と考えられる。	
	H29年10月	魚類の斃死		
	H29年11月	魚類の斃死		
	H29年5月	魚類の斃死	・ 河川水及び魚体から農薬の成分が検出されていたことから、農薬が原因と考えられる。	
	H29年5月	魚類の斃死		
	H29年6月	魚類の斃死		
	H29年8月	魚類の斃死		
	H29年12月	魚類の斃死		
	H29年7月	魚類の斃死	・ 不要となった農薬を河川に廃棄したことが原因と考えられる。	
	H29年8月	魚類の斃死	・ 魚体から農薬の成分が検出されていたことから、農薬が原因と考えられる。	

2. 農作物、家畜等に対する被害

被害対象	発生月	被害状況	被害発生時の状況	一般的な防止策
魚類	H29年11月	魚類の斃死	・農薬が河川に廃棄された疑いがあり、河川水からも農薬の成分が検出されていたことから、農薬が原因と考えられる。	・農薬が河川に飛散・流入しないように注意する。 ・防除器具等の劣化による散布液の漏洩がないよう、点検整備を行う。 ・使用残農薬や不要になった農薬は、廃棄物処理業者に処理を依頼するなど適正に処理する。
	H29年11月	魚類の斃死		

平成29年度に発生した蜜蜂の被害

被害対象	発生時期	発生状況	都道府県が考える原因	実施した対策
蜜蜂	H29年5月 中旬	- 被害箱数 2箱 1箱当たりの死虫数 約1,000匹 - 被害規模は全ての巣箱で同程度	原因の特定は不能であるが、周辺に農地があることから、農薬への暴露の可能性は否定できない	- 情報共有の徹底 - 農薬散布時の飛散防止対策の徹底
	H29年5月 中旬	- 被害箱数 70箱 1箱当たりの死虫数 約2,000匹 - 被害規模は巣箱により異なる（最大規模の被害：40箱/70箱） - 周辺の農作物栽培状況：水稲（移植直後）	原因の特定は不能であるが、周辺には水稲が作付けられており、ゴルフ場も近辺にあることから、農薬が原因である可能性は否定できないと考えられる。	- 各地域の防除協議会（水稲防除）の連絡先を県ホームページに掲載するとともに、その情報を県畜産部局より県内養蜂農家あて連絡し、情報共有できるよう働きかけた。 - 県内のゴルフ場を取りまとめる組織（コース委員会）に①養蜂家から防除スケジュール等農薬散布関係の問合せがあった場合、各ゴルフ場で適切に対応すること、②農薬のラベルの記載の遵守、③蜜蜂の活動が盛んな時間帯の防除の自粛、を依頼し、県内ゴルフ場に通知された。 - また、コース委員会に対し、ゴルフ場で通常使用する農薬のうち、蜜蜂への影響があると考えられる農薬を把握し、県内の全てのゴルフ場に注意喚起を行うよう、県から依頼した。
	H29年5月 中旬	- 被害箱数 2箱 1箱当たりの死虫数 約5,000匹 - 被害規模は全ての巣箱で同程度	- 家畜保健衛生所において、蜜蜂のダニ寄生を目視確認したが異常なし。 - 周辺では農薬散布が行われておらず、農薬以外の原因についても特定出来ないが、死虫の症状からは農薬の可能性が高いと考えられる。	農薬散布情報の提供
	H29年5月 下旬	- 被害箱数 7箱 1箱当たりの死虫数 約6,000匹 - 被害規模は巣箱により異なる（最大規模の被害：3箱/7箱）	周辺ほ場で農薬が散布が行われていたことから、農薬が原因の可能性が高いと考えられる。	- 蜜蜂被害防止対策会議の開催（1市、2町合同、年2回開催） - 農薬散布計画の情報提供（JA⇒養蜂組合⇒養蜂家） - 町とJAとの共同で、農薬飛散防止のチラシを地域の農業者へ配布 - 蜜蜂農薬危害防止に関する連絡体制の整備による情報共有の推進
	H29年6月 下旬	- 被害箱数 2箱 1箱当たりの死虫数 約1,000匹 - 被害規模は全ての巣箱で同程度	被害当日に飼育場所付近で無人ヘリによる水稲防除を行っていたことや蜜蜂の羽ばたきの異常・震えなど、農薬被害の特徴に似た症状も出ていたことから農薬の可能性が高いと考える。	農薬が巣箱にかかるのを防ぐため、巣箱の周囲をブルーシートで囲んだ（上空方面は覆わず）。今後の対策として、振興局から防除日程を事前に情報提供することや無人ヘリ防除協議会には、散布高度を低くし、風向きを考えることに取り組んでもらう。

被害対象	発生時期	発生状況	都道府県が考える原因	実施した対策
蜜蜂	H29年7月 中旬	- 被害箱数 36箱 1箱当たりの死虫数 約1,000匹 - 被害規模は巣箱により異なる（最大規模の被害：5箱/36箱）	原因は特定できないが、周辺で使用された農薬への暴露の可能性が考えられる。但し、同時にヘギタダニの寄生も確認されたことから、農薬と併せて、ダニ寄生による複合的な要因により死亡した可能性がある。	- 水稻の無人航空機による防除計画について、養蜂家に情報提供。 - 果樹農家に対し、J Aが作成するかんきつ類の栽培暦に蜜蜂への危害防止について明記するとともに、講習会等において周知徹底した。 - 管内市町の広報誌に蜜蜂への危害防止について掲載した。
	H29年7月 下旬	- 被害箱数 9箱 1箱当たりの死虫数 約1,000～5,000匹 - 被害規模は巣箱により異なる（最大規模の被害：1箱/9箱）	被害発生日の前に水稻の航空防除は行われていないが、被害発生の日～2日前には、梨及び水稻の地上散布が行われており、農薬が原因である可能性を否定できない。	- 蜜蜂被害軽減対策通知及びチラシの周知 - 水稻農家と養蜂農家の情報共有等の徹底
	H29年7月 下旬	- 被害箱数 19箱 1箱当たりの死虫数 約1,100匹 - 被害規模は巣箱により異なる（最大規模の被害：1箱/19箱）	周辺は場で農薬が散布が行われていたことから、農薬が原因の可能性が高いと考えられる。	- 防除日程・使用農薬の情報提供。日程変更があった場合も連絡。（JA→養蜂家→地区養蜂組合） - 農薬散布時期に巣箱を一時的に退避
	H29年8月 上旬	- 被害箱数 2箱 1箱あたりの死虫数 約200匹 - 被害規模は全ての巣箱で同程度 - 周辺では水稻（開花期～穂揃期）、大豆（生育期）が栽培されていた。 - 被害発生時期には水稻のカメムシ防除が行われていた。	原因は特定できないが、周辺で使用されていた農薬への暴露の可能性は否定できない。	- 情報共有 - 使用農薬の剤型の検討・配慮
	H29年8月 上旬	- 被害箱数 50箱 1箱当たりの死虫数 約10,000匹 - 被害規模は巣箱により異なる（最大規模の被害：5箱/50箱）	周辺は場で農薬が散布が行われていたことから、農薬が原因の可能性が高いと考えられる。	- 蜜蜂被害防止対策会議の開催（1市、2町合同、年2回開催） - 農薬散布計画の情報提供（J A⇒養蜂組合⇒養蜂家） - J Aと共同で農薬飛散防止のチラシを地域の農業者へ配布 - 蜜蜂農薬危害防止に関する連絡体制の整備による情報共有の推進 - 粒剤農薬散布への変更に係る経費の一部支援

被害対象	発生時期	発生状況	都道府県が考える原因	実施した対策
蜜蜂	H29年8月上旬	- 被害箱数 16箱 1箱当たりの死虫数 約3,000匹 - 被害規模は全ての巣箱で同程度	周辺ほ場で農薬が散布が行われていたことから、農薬が原因の可能性が高いと考えられる。	- 農薬飛散防止および蜜蜂被害対策の注意喚起の呼びかけ巡回 - 農薬散布計画の情報提供、情報共有（J A、空散業者⇒市⇒養蜂家）
	H29年8月上旬	- 被害箱数 20箱 1箱当たりの死虫数 約10,000匹 - 被害規模は巣箱により異なる（最大規模の被害：5箱/20箱）	周辺ほ場で農薬が散布が行われていたことから、農薬が原因の可能性が高いと考えられる。	- 農薬飛散防止および蜜蜂被害対策の注意喚起の呼びかけ巡回 - 農薬散布計画の情報提供（J A、空散業者⇒市⇒養蜂家）
	H29年8月中旬	- 被害箱数 50箱 1箱当たりの死虫数 約15,000匹 - 被害規模は全ての巣箱で同程度	周辺ほ場で農薬が散布が行われていたことから、農薬が原因の可能性が高いと考えられる。	- 農薬散布情報が迅速に養蜂家に伝わる体制整備 - 農薬散布情報の提供（J A⇒市⇒養蜂組合⇒養蜂家）
	H29年8月中旬	- 被害箱数 50箱 1箱当たりの死虫数 約3,000匹 - 被害規模は全ての巣箱で同程度	周辺ほ場で農薬が散布が行われていたことから、農薬が原因の可能性が高いと考えられる。	- 農薬飛散防止および蜜蜂被害対策の注意喚起の呼びかけ巡回 - 農薬散布計画の情報提供（J A、空散業者⇒市⇒養蜂家）
	H29年8月中旬	- 被害箱数 7箱 1箱当たりの死虫数 約1,000匹 - 被害規模は全ての巣箱で同程度	周辺ほ場で農薬が散布が行われていたことから、農薬が原因の可能性が高いと考えられる。	- 農薬飛散防止および蜜蜂被害対策の注意喚起の呼びかけ巡回 - 農薬散布計画の情報提供（J A、空散業者⇒市⇒養蜂家）

被害対象	発生時期	発生状況	都道府県が考える原因	実施した対策
蜜蜂	H29年8月 中旬	- 被害箱数 5箱 1箱当たりの死虫数 約1,000匹 - 被害規模は全ての巣箱で同程度	周辺ほ場で農薬が散布が行われていたことから、農薬が原因の可能性が高いと考えられる。	- 農薬飛散防止および蜜蜂被害対策の注意喚起の呼びかけ巡回 - 農薬散布計画の情報提供、情報共有（J A、空散業者⇒市⇒養蜂家）
	H29年8月 中旬	- 被害箱数 16箱 1箱当たりの死虫数 約300匹 - 被害規模は全ての巣箱で同程度	周辺ほ場で農薬が散布が行われていたことから、農薬が原因の可能性が高いと考えられる。	- 農薬飛散防止および蜜蜂被害対策の注意喚起の呼びかけ巡回 - 農薬散布計画の情報提供、情報共有（J A、空散業者⇒市⇒養蜂家）
	H29年8月 中旬	- 被害箱数 10箱 1箱当たりの死虫数 約1,000匹 - 被害規模は全ての巣箱で同程度	周辺ほ場で農薬が散布が行われていたことから、農薬が原因の可能性が高いと考えられる。	- 農薬飛散防止および蜜蜂被害対策の注意喚起の呼びかけ巡回 - 農薬散布計画の情報提供、情報共有（J A、空散業者⇒市⇒養蜂家）
	H29年8月 中旬	- 被害箱数 4箱 1箱当たりの死虫数 約1,000千匹 - 被害規模は巣箱により異なる（最大規模の被害：2箱/4箱）	被害発生前日から周辺水田で無人ヘリによる薬剤散布が行われていたことから、原因は農薬である可能性が高いと考えられる	養蜂家に対し、巣箱位置情報等を近隣の耕種農家と共有するよう指導するとともに農薬散布情報を提供した。
	H29年8月 中旬	- 被害箱数 54箱（軽微な被害含む） 1箱当たりの死虫数 約20,000匹 - 被害規模は巣箱により異なる（最大規模の被害：32箱/54箱）	被害発生時において、周辺の水田では、斑点米カメムシ防除の無人ヘリ防除は実施されておらず、農薬散布は確認されなかったが、同一町内の離れた地域では、被害発生時の直前に斑点米カメムシ防除が実施されていることから、個人防除等による農薬への暴露の可能性は否定できない。	- 養蜂業者へは、県及び養蜂組合支部から防除計画について情報提供 - 一部の巣箱は一時的に退避
	H29年8月 中旬	- 被害箱数 44箱（軽微な被害含む） 1箱当たりの死虫数 約7,000匹 - 被害規模は巣箱により異なる（最大規模の被害：15箱/44箱）	周辺の水田で、被害発生日に斑点米カメムシ類防除が実施されていることから、農薬への暴露が原因の可能性が高いと考えられる。	養蜂業者へは、近隣の水稲生産者から防除計画について情報提供。養蜂業者自身も水稲の生育及び防除の実施状況を確認

被害対象	発生時期	発生状況	都道府県が考える原因	実施した対策
蜜蜂	H29年8月 中旬	- 被害箱数 30箱 1箱当たりの死虫数 約1,000～2,000匹 - 被害規模は巣箱により異なる（最大規模の被害：8箱/30箱）	- 無人ヘリコプターによる農薬散布実績は被害発生日の8日前であり、広域防除が原因とは考えにくい。 - 时期的にも他で殺虫剤を使用している可能性もあると考えられ、農薬が原因である可能性は否定できないが、原因は特定できない。	- 蜜蜂被害軽減対策通知及びチラシの周知 - 水稻農家と養蜂農家の情報共有等の徹底
	H29年8月 中旬	- 被害箱数 7箱 1箱当たりの最大死虫数 約2,000匹 - 被害規模は巣箱によって異なる（最大規模の被害：1箱/7箱） - 周辺の農作物栽培状況：水稻（開花期）、トウモロコシ（生育期）、ブロッコリー（定植前後） - 農薬の散布状況：斑点米カメムシ類の空中散布については、昨年から巣箱設置の2km圏内で防除は未実施。	寄生ダニ及びその他の病害が認められないこと、死虫に認められる所見等から、原因は農薬である可能性が高いが、空中散布等の広域防除が原因ではないと考えられる。	- 巣箱設置2km圏内の空中防除未実施 - 情報共有の徹底
	H29年8月 中旬	- 被害箱数 8箱 1箱当たりの死虫数 約1,000匹 - 被害規模は全ての巣箱で同程度	周辺は場で農薬が散布が行われていたことから、農薬が原因の可能性が高いと考えられる。	- 蜜蜂被害防止対策会議の開催（1市、2町合同、年2回開催） - 農薬散布計画の情報提供（J A⇒養蜂組合⇒養蜂家） - 町とJ Aとの共同で、農薬飛散防止のチラシを地域の農業者へ配布 - 蜜蜂農薬危害防止に関する連絡体制の整備による情報共有の推進
	H29年8月 中旬以降	- 被害箱数 54箱 1箱あたりの死虫数 約1,000匹 - 被害規模は巣箱により異なる（最大規模の被害：30箱/54箱） - 羽化したばかりの蜂が飛べずに這い出す状況が続く、働き蜂の数が減り続けている。 - 周辺では水稻（登熟期～収穫期）、野菜（生育期～収穫期）が栽培されていた。 - 周辺では水稻、野菜ともに個人防除を実施。	原因は特定できないが、周辺で使用されていた農薬への暴露の可能性は否定できない。	- 情報共有 - 使用農薬の剤型の検討・配慮
	H29年8月 下旬	- 被害箱数 70箱 - 巣箱当たりの死虫数は 約10,000匹 - 被害規模は巣箱によって異なる（最大規模の被害：28箱/70箱）	蜂の症状、農薬の散布時期等から、周辺で散布されていた農薬（斑点米カメムシ類の殺虫剤）に暴露した可能性が考えられる。	防災無線でカメムシ防除の粉剤利用について注意喚起を実施した。

被害対象	発生時期	発生状況	都道府県が考える原因	実施した対策
蜜蜂	H29年8月 下旬	- 被害箱数 60箱 - 巣箱当たりの死虫数は 約10,000匹 - 被害規模は巣箱によって異なる（最大規模の被害：18箱/60箱）	蜂の症状、農薬の散布時期等から、周辺で散布されていた農薬（斑点米カメムシ類の殺虫剤）に暴露した可能性が考えられる。	防災無線でカメムシ防除の粉剤利用について注意喚起を実施した。
	H29年8月 下旬	- 被害箱数 25箱 - 巣箱当たりの死虫数は 約500匹 - 被害規模は全ての巣箱で同程度	蜂の症状、農薬の散布時期等から、周辺で散布されていた農薬（斑点米カメムシ類の殺虫剤）に暴露した可能性が考えられる。	養蜂業者に対して農薬散布時における巣門の閉鎖や巣箱の移動等の危害防止対策を徹底するよう呼びかけた。
	H29年9月 上旬	- 被害箱数 8箱 1箱当たりの死虫数 約200～1,000匹 - 被害規模は巣箱により異なる（最大規模の被害：4箱/8箱）	- 近隣の農薬散布状況だけでは農薬が原因であるとは考えにくい。 - 時期的にも他で殺虫剤を使用している可能性もあると考えられ、農薬が原因である可能性は否定できないが、原因は特定できない。	- 蜜蜂被害軽減対策通知及びチラシの周知 - 水稻農家と養蜂農家の情報共有等の徹底
	H29年9月 上旬	- 被害箱数 1箱 1箱当たりの死虫数 約1,000匹	死亡が確認された数日前に、農薬散布の実績があるため、農薬が原因である可能性が高いと考える。	- 蜜蜂被害軽減対策通知及びチラシの周知 - 水稻農家と養蜂農家の情報共有等の徹底
	H29年9月 上旬	- 被害箱数 30箱 1箱あたりの死亡数は 約500匹 - 被害規模は全ての巣箱で同程度	周辺は場で農薬散布が行われていたことから、農薬への暴露が原因の可能性が高いと考えられる。	- 被害状況の把握 - 県内の市町村・農協・養蜂協会へ蜜蜂被害防止についての注意喚起の文書を通知 - 航空事業推進検討・研修会にて注意喚起
	H29年9月 下旬	- 被害箱数 15箱 1箱当たりの死虫数 約5,000匹 - 被害規模は巣箱により異なる（最大規模の被害：15箱/50箱）	周辺は場で使用された農薬の暴露が原因の可能性が高いと考えられる。	養蜂家及び農薬使用者への注意喚起
	H29年9月 下旬	- 被害箱数 47箱 - 巣箱当たりの死虫数 約1,000匹 - 被害規模は全ての巣箱で同程度	原因の特定は不能であるが、周辺に農地があることから、農薬への暴露の可能性は否定できない	- 情報共有の徹底 - 農薬散布時の飛散防止対策の徹底